**○四国地方整備局告示第六十九号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十九日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前<br>後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 高知県高岡郡四万十町古市町九五番一から同町古市町一〇四番一まで | 前 | 二二・四五～四七・七七メートル | 〇・〇二九キロメートル |
| | 後 | 二二・四五～三七・〇三メートル | 〇・〇二九キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

**○九州地方整備局告示第八十四号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十九日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前<br>後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 宮崎県児湯郡高鍋町大字持田字伊園二五〇一番一から同町大字持田字松谷二五五八番六まで | 前 | 一三・一〇〇～一六・五〇〇メートル | 〇・三八〇キロメートル |
| | 後 | 一四・七〇〇～二〇・一〇〇メートル | 〇・三八〇キロメートル |
| 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋字萩原四二九〇番二から同町大字北高鍋字萩原四二五三番三まで | 前 | 一八・三〇〇～二九・二〇〇メートル | 〇・〇九八キロメートル |
| | 後 | 二三・三〇〇～三七・五〇〇メートル | 〇・〇九八キロメートル |
| 宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋字小落水一二三八九番三から同町大字南高鍋字下永谷一二四三〇番まで | 前 | 一二・〇〇〇～一五・五〇〇メートル | 〇・三八六キロメートル |
| | 後 | 一四・〇〇〇～一六・五〇〇メートル | 〇・三八六キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百十号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前<br>後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 大分市大字鬼崎字川鶴五七六番二から同市大字鬼崎字川鶴五六二番一まで | 前 | 一三・〇〇〇～一五・五〇〇メートル | 〇・〇一八キロメートル |
| | 後 | 一三・〇〇〇～二一・五〇〇メートル | 〇・〇一八キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

三(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前<br>後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 串間市大字串間字桜馬場一四一六番一から同市大字串間字桜馬場一四五四番一まで | 前 | 八・七九～二三・五三メートル | 〇・三〇〇キロメートル |
| | 後 | 一一・七一～二三・五三メートル | 〇・三〇〇キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

四(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十四号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前<br>後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 鹿児島市古里町二一六番から同市古里町二一三番一まで | 前 | 八・五三～二九・四〇メートル | 〇・〇六一キロメートル |
| | 後 | 一一・二三～二九・四〇メートル | 〇・〇六一キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

**○九州地方整備局告示第八十五号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十九日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 十号 | 宮崎県児湯郡高鍋町大字持田字伊園二五〇一番一から同町大字持田字松谷二五五八番六まで | 九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所 |
| 〃 | 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋字萩原四二九〇番二から同町大字北高鍋字萩原四二五三番三まで | 〃 |
| 〃 | 宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋字小落水一二三八九番三から同町大字南高鍋字下永谷一二四三〇番まで | 〃 |
| 二百十号 | 大分市大字横瀬字高木四六四番五から同市大字木上字天神畠四七五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所 |
| 二百二十号 | 串間市大字串間字桜馬場一四一六番一から同市大字串間字桜馬場一四五四番一まで | 九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所 |
| 二百二十四号 | 鹿児島市古里町二一六番から同市古里町二一三番一まで | 九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十四年三月二十九日

**○北海道開発局告示第四十四号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十九日から一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十九日

北海道開発局長　高松　泰

一　道路の種類及び路線名　一般国道　五号

二　道路の位置　北海道余市郡余市町大川町三丁目六八番一地先から同町大川町四丁目五四番三地先まで

三　縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　河川管理者　北海道知事　高橋はるみ

住所　札幌市中央区北三条西六丁目

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「余市川導流堤と一般国道五号余市流・融雪溝堆砂防止施設との兼用工作物管理協定」に記載

四　管理の期間　平成二十四年二月十四日から本協定の存続する日まで

**○沖縄総合事務局告示第十一号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十九日から二週間沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十九日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司